

# 知っていますか？成年後見制度

～ともに支え合い ともに暮らせる ふくしのまちをめざして～

問合先 地域福祉課福祉総務グループ (あいあい ☎84-3311)

市では、第2次亀山市地域福祉計画[後期](令和4年3月策定)に基づき、10月から亀山市社会福祉協議会に専任の職員を配置し、成年後見制度の利用促進に向けた中核となる機関や相談窓口を新たに設置するとともに、制度の利用に必要な申し立て費用や後見人などの報酬費用の一部助成を始めます。



## 成年後見制度とは

認知症、知的障がい・精神障がいなどにより、預貯金の管理や不動産の処分などの財産管理、介護サービスや病院・福祉施設への入退所手続きなどの日常生活に関わる契約などができない場合、自分にとって不利益な行為を行ってしまう恐れがあります。

「成年後見制度」は、法律や生活の面から、本人の権利や財産を守り、支援するための仕組みで、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。



### 法定後見制度

**すでに判断能力が不十分な人のための制度**

認知症や障がいなどで判断能力が不十分なため、財産管理やさまざまな契約などが一人ではできない人のための制度で、本人の状態に応じて、次のタイプがあります。

	補助	保佐	後見
<b>対象者</b>	重要な手続き・契約の一部を一人で決めることが心配な人	重要な手続き・契約などを一人で決めることが心配な人	多くの手続き・契約などを一人で決めることが難しい人
<b>支援の内容</b>	一部の限られた手続き・契約など ●相談して一緒に決める ●契約などを取り消す ●代理で手続きする	財産に関わる重要な手続き・契約など ●相談して一緒に決める ●契約などを取り消す ●代理で手続きする	すべての契約など ●契約などを取り消す ●代理で手続きする

### 任意後見制度

**判断能力が不十分になる前の人のための制度**

本人に判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)となる人と公正証書により契約を結んでおく制度です。

**本人の判断能力が不十分になったら**

**NEW**

### 受任調整会議の設置・運営

会議構成員による受任調整会議を開催し、本人が抱える課題や実情に応じた適切な受任機関が選出されるよう調整・決定します。

**【会議構成員】**  
弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、市・市社会福祉協議会など



**任意後見監督人※の選任の申し立て**

※任意後見監督人…任意後見人が契約内容どおり適正に仕事をしているか、不正などがないかを監督する人で家庭裁判所が選任します。



**家庭裁判所に申し立てを行い、後見人・保佐人・補助人などの選任が決定**

**NEW 成年後見制度に関する相談窓口の設置**

成年後見制度に関する相談窓口を亀山市社会福祉協議会に設置し、成年後見制度の利用に関する相談や、現在、後見人・保佐人・補助人などとして活動している人の困りごとや悩みなどに応じています。ぜひご相談ください。



**成年後見制度に関する相談窓口 ☎ 82-7985**



**受付時間** 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

**相談窓口** 亀山市社会福祉協議会(総合保健福祉センター「あいあい」内) **2番窓口**

**このような困りごと・悩みはありませんか？**

**成年後見制度の利用を考えている**



**1 成年後見制度を知りたい**

- 成年後見制度の内容を説明してほしい。
- 成年後見制度を利用したいが、手続きが分からない。

**2 お金の管理ができない**

- 通帳を紛失したり、公共料金の支払いを忘れてりする。
- 訪問販売などで不要な物を買わないか心配。

**3 契約や手続きができない**

- 福祉サービスや施設入所の契約をすることが難しい。
- 遺産分割や相続の手続きができない。

**4 身寄りがなく、将来が不安**

- ひとり暮らしで、認知症になったらどうしようか悩んでいる。
- 自分に何かあったら、障がいのある子どもの暮らしが心配。

**成年後見人などとして活動しているが…**



**1 活動の報告書類を作成したい**

- 裁判所に提出する報告書の書き方を教えてほしい。

**2 被後見人に必要な福祉サービスを利用したい**

- 高齢・障がいの福祉サービスの利用や変更の手続きに困っている。

**3 被後見人以外で世帯の中に支援が必要な人がいる**

- 被後見人の家族で福祉の支援につながっておらず、後見活動に支障がある。

**NEW 成年後見制度の利用に必要な費用を一部助成します**

費用助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人(生活保護が必要な状態、費用を負担することが困難な状態など)に対して、申し立て費用や報酬費用の一部助成を行っています。助成内容や申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

**■申し立て費用の助成**

後見人などの申し立て費用を助成しています。

- 助成対象者** 後見開始の審判請求をした人
- 助成額** 10万円以内
- 助成対象経費** 申立・登記手数料、郵便切手代、鑑定費用、専門職の書類作成料など

**■報酬費用の助成**

後見人などの報酬費用を助成しています。

- 助成対象者** 成年後見制度を利用する人
- 助成額** 在宅 28,000円以内/月  
施設 18,000円以内/月
- 助成対象経費** 後見人等に対する報酬費用

**問合せ先** 地域福祉課高齢者支援グループ (あいあい ☎84-3312)  
障がい者支援グループ (あいあい ☎84-3313)